

大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針 骨子（案）

バリアフリー基本構想等作成促進の背景と現状・課題

(1) 背景

- 超高齢社会の進展（高齢化率：26.1%（2015年））
- 障がい者数の増加（障がい者手帳所持者数：約55万人（2017年））
- インバウンドの増加（来阪外国人旅行者数：1,111万人（2015年））
- 高齢者の外出の増加（高齢者の外出率：62.9%（2010年））
- バリアフリー法の改正（2018年5月）
 - ・理念規定の設定
 - ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
 - ・バリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設
- 大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の策定（2018年6月）
- 2025年国際博覧会の大阪開催

(2) 現状・課題

○基本構想作成数

: **33市町** (未作成**10市町村**) 作成率: **76.7%** (全国: **17.0%**)

内 継続協議会設置: **10市町**

- ⇒ ● 府の作成率は全国と比較して高いが、10市町村が未作成。
● 継続協議会設置の市町は少なく、当事者の意見を聞く場がない。

○基本構想のある鉄道駅数: **202**駅 (内 府EV補助**68**駅)

○利用者数**3**千人以上/日の鉄道駅における基本構想作成率: **201/433** (**46.4%**)

- ⇒ ● **3**千人以上/日駅に対する割合も**5**割未満

○旧法 (交通バリアフリー法) 作成の**100**地区のうち、新法への見直しは**11**地区

新法 (バリアフリー法) 後の作成は、**34**地区にとどまる。

- ⇒ ● 旧法の見直しは進んでいない。
● 新法施行以降、新たな基本構想作成は進んでいない。

○基本構想の特定事業の進捗の公表を行っている市は**8**市。

- ⇒ ● 7割以上の市町が基本構想の特定事業の進捗を公表していない。

指針の目的及び位置付け

【目的】

全ての人が安全でいきいきと活動できる魅力あふれる都市空間の創造に向けて、バリアフリー法の改正を踏まえ、建築物や鉄道駅等の個々の施設のバリアフリー化だけでなく、そこに到る経路を含めた面的・一体的なバリアフリー化を進め、府域の都市空間のバリアフリー化の高度化を図るため、市町村のバリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想（以下「基本構想等」という。）の策定・見直しを進める本指針を策定する。

【位置付け】

本指針は、今般のバリアフリー法及び基本方針の改正による基本構想等の作成に係る都道府県の役割の明確化、福祉のまちづくり条例における市町村への技術的助言の規定及び大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づき作成する。

指針の目標

1. 全市町村におけるマスタープラン又は基本構想の作成
2. 利用者数 3 千人／日以上の鉄道駅のバリアフリー化

市町村の基本構想等の作成・見直しの方向性

市町村が基本構想等の作成・見直しを行うに際しては、以下の方向性を踏まえることが重要。

【ユニバーサルデザインのまちづくりの視点の強化】

高齢者、障がいのある人、妊婦、子ども、子ども連れや外国人等誰もが安全で快適に目的地に移動でき、施設を利用できる環境を整備することが求められる。

基本構想等の作成、見直しに際しては、特に、子ども、子ども連れ、外国人への対応の視点での検証を行い、基本構想等に位置づけることが重要。

【施設（不特定多数が利用する建築物、公共交通施設、公園等）及び その施設と鉄道駅等を繋ぐ経路の一体的なバリアフリー化】

旧法で作成された基本構想では、生活関連施設のバリアフリー化の規定はなく、経路についても、鉄道駅等との経路のみで、生活関連施設間などネットワーク化されていない状況。

このため、旧法に基づき作成された基本構想にあっては、改正されたバリアフリー法に基づき改正することにより、できるだけ多くの施設を生活関連施設として位置付けるとともに、そこに至る経路も含めネットワーク化を図り、施設と経路が一体となったバリアフリー化を図ることが重要。

また基本構想の作成・見直しが難しい場合においても、特定事業の指定の必要がないマスタープランを作成することで、一体的なバリアフリー化の方針を示す。

【当事者を含む府民に対し、バリアフリーマップの活用等による基本構想等の 取組み状況の見える化】

高齢者、障がい者等誰もが利用できるよう、生活関連施設や施設に至るまでの経路のバリアフリー整備を行うだけでなく、その施設や経路を府民が選択し活用できるように、これらの施設が所在する場所や経路を示したバリアフリーマップ等を作成し、府民に提供することが重要。

【先進事例（豊中市）】

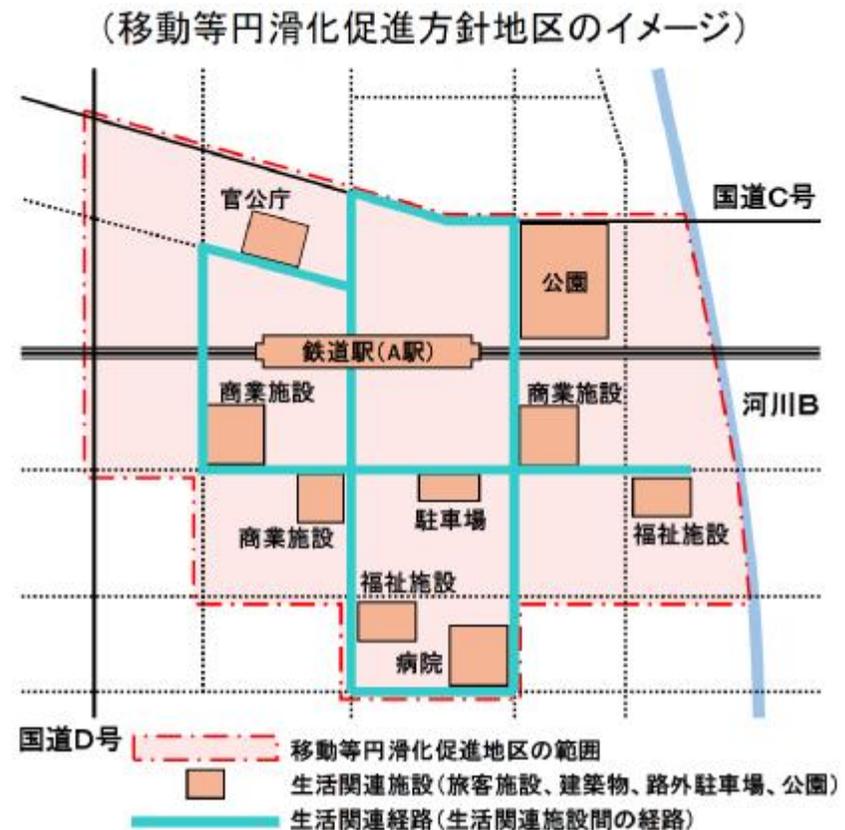
岡町駅地区



【マスタープラン制度の積極的な活用】

マスタープランは事業実施の義務化が付与される特定事業を位置付ける必要はなく、地域のバリアフリー化の方針を示すものであり、これにより関連する施設管理者等へのバリアフリー化の意識の醸成を図ることができ、将来の基本構想の作成や特定事業の実施の円滑化につながる。

このため、鉄道駅等の周辺地区や福祉施設等が集積している地区等において、基本構想が作成できない場合でも、マスタープランを作成することにより、生活関連施設や経路を含め、地域のバリアフリー化の方針を府民に示すことが重要。



資料：国土交通省

【災害時、緊急時における要配慮者に対する避難誘導】

避難場所には、公園や広場などを指定した「一時避難場所」、「広域避難場所」と学校や地区の会館などを指定した「指定避難場所」があり、これらを地域の状況に応じて生活関連施設に位置付け、施設に至る経路とあわせてバリアフリー化するなど、要配慮者に対する避難誘導を考慮する。

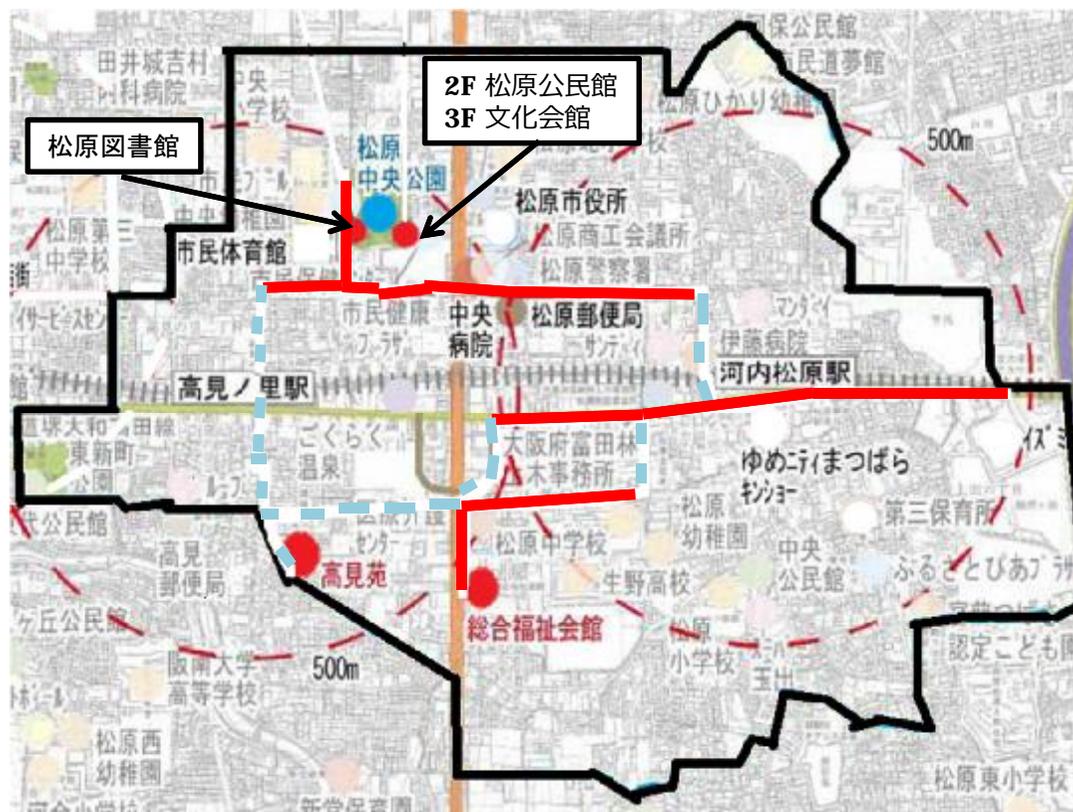
【先進事例（松原市）】

（高見ノ里駅、河内松原駅周辺地区）

平成25年に高見ノ里駅・河内松原駅周辺地区と他2地区に避難所を生活関連施設に位置付け。

生活関連施設と施設に至る経路を特定事業に位置付けバリアフリー化を推進。

	重点整備地区
	指定避難場所
	一時避難場所
	生活関連経路
	準生活関連経路



【当事者が参画した協議会等における基本構想等の定期評価・見直し】

今回のバリアフリー法の改正により、おおむね5年ごとに、基本構想等におけるバリアフリー化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価するよう位置づけられたところ。

この調査、分析及び評価にあたっては、基本構想等作成時に設置した協議会等を継続（いわゆる継続協議会）するなど、当事者が参画した中で行うことが重要。

【当事者が参画した継続協議会】 10市町

- ・ 堺市バリアフリー化検討委員会
- ・ 豊中市バリアフリー推進協議会
- ・ 吹田市バリアフリー懇談会
- ・ 高槻市バリアフリー推進協議会
- ・ 茨木市バリアフリー基本構想推進協議会
- ・ 枚方市バリアフリー推進協議会
- ・ 大東市バリアフリー基本構想協議会
- ・ 富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会
- ・ 松原市バリアフリー基本構想策定等協議会
- ・ 島本町バリアフリー基本構想継続協議会

大阪府の取組み

- 鉄道駅等から徒歩圏内に生活関連施設が集積している地区が市町村区域を跨る場合、関係する市町村共同による基本構想策定に向けた相互の調整及び先進事例の紹介。

【先進事例】

- ・府内市町村間：桃山台駅（豊中市・吹田市）、西山荘駅（門真市・守口市）
 - ・他府県市町村間：大山崎駅（島本町・大山崎町）
- 府内のみならず全国の市町村の基本構想等の先進的な事例の収集・分析を行い、基本構想等の策定・見直しを行う市町村等に「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を活用して提供。
 - 広域的に影響を及ぼす乗降客数の多い鉄道駅等における更なるバリアフリー化の検討。

- 府有施設（建築物、道路、公園等）のバリアフリー化の進捗管理及び府域一元的なバリアフリー情報の提供の充実
- 国土交通省や公共交通機関とのバリアフリー化の調整及び働きかけ
- 協議会等への府職員参画などの技術的な支援

基本構想作成事例（駅のない重点整備地区） 高槻市

郡家地区の概要

概ね2km四方内に、高齢者、障がい者等の施設や福祉施設等が集中。今城塚古墳公園、今城塚古代歴史館が設置され、市内の歴史・文化や緑の拠点のひとつで、本地区への移動はバス利用となり、バス停から各施設への移動経路の円滑化及び地区内に点在する福祉施設等を結ぶ安全な移動経路の確保が必要となる。施設や移動経路を連続的・一体的に整備することにより、福祉エリアの機能向上を期待。



〈道路特定事業〉

- ・歩道改善
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・階段手すりの設置
- ・縁石改良
- ・外側線改良
- ・区画線設置
- ・段差解消
- ・転落防止柵の設置

整備予定



〈交通安全特定事業〉

- ・高齢者用延長ボタンの設置
- ・音響信号の設置、改良
- ・LED化
- ・歩行横断時間の延長等の改良
- ・横断歩道の設置

〈建築物特定事業〉

- ・オストメイト対応設備の設置
- ・触地図案内板の設置
- ・身体障がい者用駐車場の設置
- ・エレベーターの改良
- ・視覚障がい者誘導ブロックの敷設
- ・ベビーチェア・ベッドの設置
- ・施設標識の設置

〈バス事業（市共通事業）〉

- ・バリアフリー適合車両への更新
- ・ノンステップバスへの更新
- ・バス停の改良
- ・視覚障がい者誘導ブロックの設置
- ・遠隔放送システムの活用
- ・路線図、時刻表の改良



整備済み



バリアフリー適合車両については更新率が100%であり、そのうちノンステップバスは213台中142台で66.7%である。

生活関連施設として避難所を追加した事例 松原市

平成15年度に交通バリアフリー法に基づいて策定されていた河内松原地区を、平成25年に新たに高見ノ里駅を含めた高見ノ里駅・河内松原駅周辺地区と他2地区を設定し、3地区全ての生活関連施設に避難所を追加した。

避難場所として設定された建築物とそこまでの経路については、特定事業としてバリアフリー化が進められている。

〈道路特定事業〉

- ・歩道設置
- ・歩道改良
- ・視覚障がい者誘導ブロック
- ・案内標識の設置

〈建築物特定事業〉

- ・案内板の設置
- ・階段の手すり設置
- ・トイレの改善
- ・エレベーター設置の検討

〈交通安全特定事業〉

- ・音響信号の設置

〈都市公園特定事業〉

- ・ガイドラインに準じた整備

整備予定箇所

道路



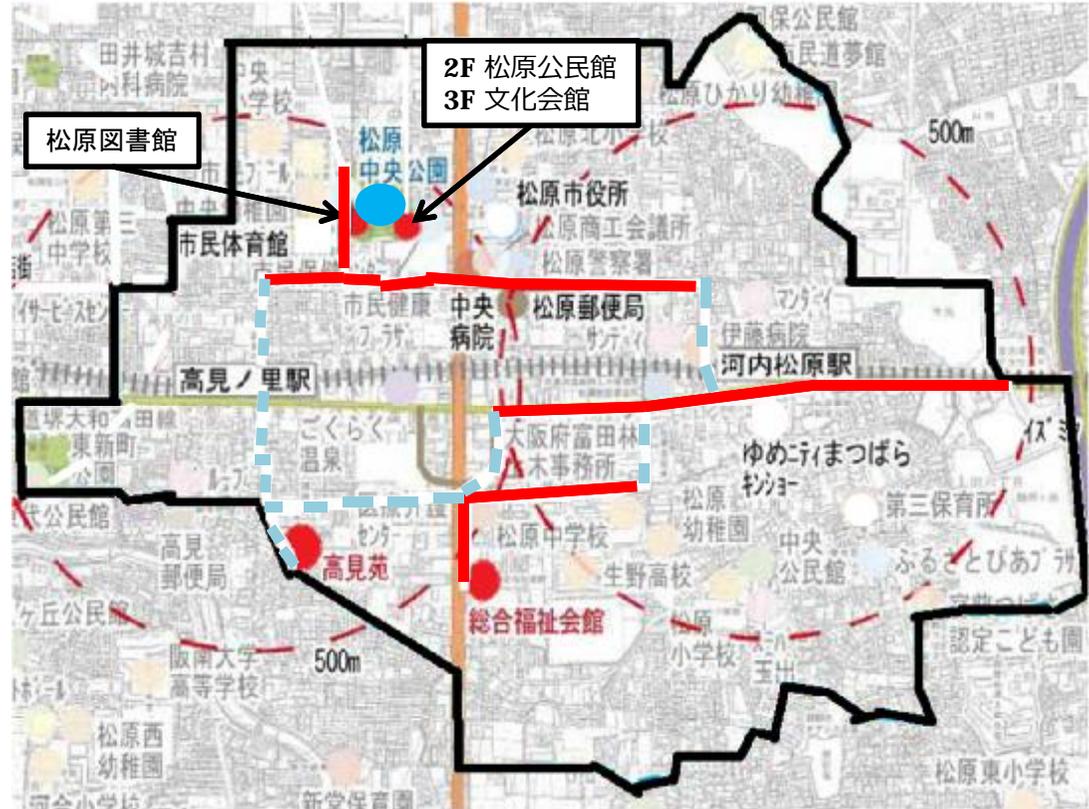
建築物



交通安全



高見ノ里駅、河内松原駅周辺地区



避難場所

- 指定避難所
- ・文化会館
 - ・松原公民館
 - ・松原図書館
 - ・高見苑
 - ・総合福祉会館

- 一時避難所
- ・松原中央公園

—	重点整備地区
●	指定避難場所
●	一時避難場所
—	生活関連経路
- -	準生活関連経路

基本構想作成事例（教育活動に充実した事例） 高槻市

心のバリアフリーの方向性

「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を基本構想の理念として、市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合いまちのバリアを作らないようモラルを向上させる。

主な取り組み

- ・研修の充実
- ・広報、啓発、支援等の実施
- ・講座等の開催
- ・キャンペーン、イベント、交流会等の実施
- ・案内情報サインの見直し



〈バリアフリー総合学習について〉

基本構想の理念を実現していくために、子どもたちがバリアフリーに関する幅広い理解や知識を深めることを目的とし、毎年市内の小学校4年生を対象に実施している。

平成28年度には2校で6回実施され、そのうちの1校では以前にもやっており小学校の教師が1度講義を行った。

総合学習の内容

- 出前講座
市の職員が講師となり、副読本等を用いて講座を行う。
- 体験学習
障がいを疑似体験したり、障がい者をサポートするなど、実践的な技術を学ぶ。
- 懇談会
障がい者の日常における体験談を聞いたり、一緒に給食を食べたりして、身近な交流の中から障がい者に対する理解を深める。

バリアフリー教育用副読本

市内小学校で実施している出前講座が年間に2、3校程度の実施しかできないことが課題となっていたが、この状況を脱却するために、小学校内において、バリアフリー学習を総合的かつ継続的に実施していただくために作成された。



出前講座の様子



体験学習の様子



障がい者と一緒
に給食を食べている様子

・ハード事業だけでなく、ソフト事業についても市として積極的に行っている。
・特定事業の進捗状況や協議会について、ホームページにて情報提供を行っている。